

## 1. 解雇制限期間(法第 19 条第1項)

使用者は、次の期間は労働者を解雇してはならない。

- (1) 労働者が**業務上**負傷し、又は疾病にかかり**療養のために休業する期間及びその後 30 日間**
- (2) **産前産後の女性**が第 65 条の規定によって**休業する期間及びその後 30 日間**

## 2. 解雇制限の解除(法第 19 条第1項但書、第2項)

次の場合には、第 19 条の解雇制限の規定は適用されない。

- (1) 使用者が、第 81 条の規定によって**打切補償**を支払う場合
- (2) **天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、かつ、その事由について行政官庁（所轄労働基準監督署長）の認定を受けた場合**